

馬主登録申請に必要な書類（法人・組合用）

	書類名	法人	組合	発行先(交付先)	備考
1	*馬主登録申請書 (様式は「個人及び法人用」と「組合用」があります。)	○	○	(注1)	注1:地方競馬情報サイト(http://www.keiba.go.jp/)、登録課、各競馬場駐在員事務所て入手できます。
2	*申請者の経歴の概要を記載した書類(経歴書) (様式は①「個人及び法人」用と②「組合」用があります。)	○(注2) (役員全員)	○ (全組合員)	(注1)	2枚1組です。 注2:役員には監査役、25%以上の出資者を含みます。以下同様です。
3	*念書(乙)	○ (役員全員)	○ (全組合員)	(注1)	
4	精神の機能の障害により馬を適正に出走させるにあたって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者でないことを証明する書類(注3)	○ (役員全員)	○ (全組合員)	各法務局、地方方法務局戸籍課、医療機関	注3:登記されていないことの証明書もしくは医師の診断書が必要です。
5	本籍地市区町村の発行した身分証明書(注4) 〔外国人の方は*念書(甲)……………(注1)〕	○ (役員全員)	○ (全組合員)	本籍地の市区町村役場	注4:運転免許証等ではなく、破産宣告の通知を受けていないことの証明です。 発行する市区町村によっては、「身元証明書」など名称が異なる場合があります。
6	住民票(世帯全員用)	○ (役員全員)	○ (全組合員)	住民登録の市区町村役場	
7	戸籍謄本(全部事項証明) 〔外国人の方は除く。〕	○ (役員全員)	○ (全組合員)	本籍地の市区町村役場	
8	直近年分の所得証明書ア(注5)	○ (代表者)	○ (全組合員)	所轄税務署又は市区町村役場	注5:所轄税務署または市区町村が交付した所得証明書(所轄税務署で交付を受ける場合は、納税証明書(その2 所得金額用))。
9	直近年分の所得証明書イ(注6)	○ (代表者)	○ (全組合員)	申請者又は勤め先	注6:給与以外の所得がある場合は、所得税確定申告書類一式(控除に係る書類は必要ありません)を提出してください。(写しても可) 確定申告をしていない方は源泉徴収票を提出してください。(写しても可)
10	*馬主登録申請の際の個人情報の取扱いについて(同意書)	○ (役員全員)	○ (全組合員)	(注1)	
11	写真(注7) (個人・法人代表者・組合代表者は3葉、代表者を除く組合員は2葉)	○ (代表者)	○ (全組合員)	申請者	注7:縦正面上半身無帽で申請前3か月以内に撮影したカラー写真であって、裏面に氏名を記載した縦30mm、横24mmのもの。 個人・法人代表者はうち1葉を申請書に貼付すること。組合員はうち1葉を経歴書に貼付すること。 写真は馬主登録時の「馬主登録証」の作成に使用します。
12	法人の登記簿謄本(履歴事項全部証明書)(注8)	○ (注8)		登記所	注8:目的に競馬事業(競走馬の所有及び競走への出走等)が明記されていることが必要です。
13	*代表証明書(注9)	○ (注9)		(注9)	注9:代表権を有する者が2名以上いる場合のみ提出が必要です。
14	*誓約書	○		(注1)	
15	出資者名簿(株主名簿)(注10)	○		申請者	注10:出資者(株主)ごとに出资额が明らかなもの。 株式を公開している法人は除く。
16	定款(注11)	○		申請者	注11:目的に競馬事業(競走馬の所有及び競走への出走等)が明記されていて、公証人の認証または原本と相違ない旨を代表者が証明したものに限る。 証明例:本定款は現行定款と相違ない 年月日 法人名 代表者名
17	決算書(直近2期)(注12)	○		申請者	注12:設立から2か年を経過していない場合は、設立趣意書及び事業計画書(3期分)
18	*法人名・組合名の英文表記確認書	○	○	(注1)	
19	組合契約書の写し(注13)		○	申請者	
20	組合名義の定期預金残高証明書(注14) (300万円以上のもの)		○	金融機関	注13:組合名だけでなく、組合代表者の氏名が併記されているものが必要です。

*印のついてるものは、地方競馬全国協会が定めた様式をご使用ください。

※ その他、必要があると認める書類の提出を求める場合があります。

※ 公的書類は発行日より3か月以内のものを提出してください。

※ 馬主登録申請には個人番号(マイナンバー)は必要ありません。

個人番号が記載されているものを提出する場合は、個人番号がわからないよう黒塗りしてください。

※ ご提出いただきました書類は返却いたしません。